

道あるもの能く備ふ

長谷川久一

今は勇猛な獨機空爆下にさらされ、秋風殘牆を渡るの嘆がありとは云へ、その盛なりし頃のロンドンには、屋舎楡比してまた縱眸の餘地もなく、珠瓦玉軒並び連つて、眞に人馬絡繹織るが如き殷賑ぶりを極めたと云ふことは周知の通りである。而かもニューヨークや我京都、札幌等街衢長く直く碁盤目のやうであるのとは違ひ、頗る不規則に發達し來りし都會だけに千門萬戸人烟頗る稠密のうちに屋宇立ちならぶ有様であるから、旅行者としては短時日で、土地の案内になれるのは頗る骨が折れる。従つて先輩からは、ロンドンへ行つて「キング・ストリート等と云つて命じても、その方面を能く言はなければタクシー運轉手に判かり

はせぬ、キング・ストリートは大ロンドン区域内に三つも四つもあるのだから」と指導を受けるのが常である。よし豫備智識を相當にもち合はせたとしても、のみ込みの悪い英國人にはこちらの發音はさつぱり通じない。トテナム・コート・ロードの如き自分では正確に發音した積りでも先方には何のことやら判らず何遍も繰り返へし、はては面倒だから地圖で見つけたところを指でさして車を走らせて貰ふといふやうなことが往々有り勝ちである。而して何故キングとかコートとかが街路名に古來より用ゐられて現に殘つてゐるかといふに、アングロ・サクソン期に在つては「王の平和」の思想が一般の安寧保持に大なる役割をもつ

てゐるからである。アングロ・サキソン法ではいろいろの型の平和が認められてゐた。お寺の平和¹では寺院及びその境内に於て仇討を行ひその外暴力の行使を禁じてゐたのであり、住宅の平和²といふのは、各人はその住宅のうちで仇討が行はれ、その他暴力が行使されぬことを要請し得るものと考へられた。「市場の平和」は以て各人が市場内又はその往復途上で妨害を受くる事なきを謂ひ、「森の平和」は各人森林中で自由に狩獵をなし又は薪を採るのを本來としそこでは仇討を行ひ暴力行使をしてはならぬと云ふのである。此等色々の平和のうち最も重要なのは勿論「王の平和」そのもので、アングロ・サキソン期には、平和は先づ「王の面前の平和」から「王宮」へと擴張され、更に又一定の道路へと擴大されて行つたのである。始めはローマ期から存在してゐた「四大街道」に、その次には「軍用の道路」に、而して最後には「すべての公道」へと擴大された。國王が旅行されると、王の面前で裁判が開かれることを建前としてゐた昔に在つては、裁判所は當然移動して行つたも

のである。併し國王が凡べての裁判に親臨されるといふことは時を経るに従つて不可能になつて來るから、別に裁判所といふ官廳が設けられるに到つたのであるが、その本来の意味合ひは上述のところから來てゐるのである。巡回裁判の制度が又後に發達するに及びて王の裁判は各カウンティーに普及し、英國に於ては遂にコンモン・ローが實に全國的な一般國法として行はれることとなつた。道路と法制及王權の徹底は斯く密接不可分の關係を保つてゐる以上キングス・ハイウエーなる觀念もキング・ストリートなる街路名もハムブデン・コートやトテナム・コート等の地名街路名の由來はことに判然と了解し得られるのである。

かくして英國は其の道路即ち交通の擴大につれて、その法制の威令が遠方にまで及び、管子の所謂四維張るの勢を呈するに到つたものである。現代の世界に行はれてゐる法制のうちで、ローマ法系の次にはイギリス法系が廣く行はれてゐるのは即ち是れがためである。尤もモハメット法系やインド法系や支那法系等今でも尙ほ多數の人々の生活を

支配してゐる法系が存在するのは事實である。併しながら是等の宗教的乃至民俗的な法系は、特定宗教又は特定民俗と密接な結合があるので、それらの宗教を信奉しそれらの民族に屬しないものにまで擴大しないのが原則である。そしてモハメット法系もインド法系も、支那法系も親族相續等限られたる法の分野を除いては、ローマ、イギリスいづれかの法系の強い影響の下に立つてゐるの實狀である。大東亞圏内の國々に就ていつて見ても、日本帝國、滿洲帝國、中華民國、佛印、蘭印、泰王國等の國々は、ローマ法系の影響下にあるのに反し、濠洲、新西蘭、印度は暫く措くとしても、ビルマ、マレーの英領たりし部分、北ボルネオ、ブルネー、サーラワク、ニューギニア等は、いづれも皆イギリス法系の強い影響の下に立つてゐるし、而してフィリツピンはローマ法系とイギリス法系とから複合的に影響を蒙つてゐる次第なのである。

かく英國は所謂四維張つて中外に光弘してゐたのである。そしてイギリス法制の特色はその刑事裁判あたりに就

ついで見ても、今日尙ほ無給にして且つ非法律家たる治安判事が大部分の輕微な犯罪事件を處理し、又重大犯罪について裁判を行つてゐるが如きところにある。この點佛獨等の英國研究者たちと雖諷辭を惜まなかつたもので、時代の趨勢は專問の官吏たる判事が増加しつつありとは云へ、昔の王座裁判所の本義が能く貫かれ、日常生活と司法とが總協力の體制を保つ點に於て極はめて意義あるを思はしめられる。今やわが國に於て、部落會、町内會等の隣保組織が強化されて日々その重要性を加へつつあり、防犯の點や戰時下必勝生活體制の確立のため五人組制度の美點も頻りに參酌せられてゐるの實狀に照らし一考を要する問題たるや謂ふまでもないところである。由來本邦法制の美點は債務の擔保などに於て、敢て物に依存する事なく、道義と社會力とを以て強力なるバックとしてこれに依つて債務者をしてその完済を全ふせしめて行つたところにある。盲人から借財をしながら之を期限通りに返へさぬものは眼がつぶれると俗にいふたのであるが、不具者の境遇に在るも

のから借財しながら一人前の働きがあるものが豫定の収益を擧ぐるを得ず返金出来ぬといふ事は、正義人道觀よりいつて社會から擯斥せらるべき次第であるから、その制裁力のため返金は間違ひがなかつた。爲めに江戸時代本所の總録屋敷は全く今日の庶民金融金庫のやうな有様となつてゐた譯である。又熊野三社の修覆寄附金から始められた江戸は芝山内にありし熊野三社出張所が盛に大名旗本にも無擔保金融を行つて大緊昌であつたのは債務不履行になれば神罰立ちどころにいたるといふ恐るべき惡報を恐れられるが爲に他ならなかつた。尙ほこれは今日では採る可らざる事例に相違ないが、福島縣平市にはその昔エタ金貸付の取次をした白土六左衛門なるものがあつた。その金融を乞ふもの隨分と方々から殺倒したと云ふ話であるが、擔保としては、三十兩に對しては一文錢を椽に釘で打ちつけ、五十兩になると納戸の柱に人に見えるやうに雪駄を懸け、更に百兩となると座敷に太鼓をつるした上に借用證文には、「若し御返済致兼候節は横座を御渡し可申候」と書いた。寒國で

は親密な間柄のものが常に爐邊閑話に耽けるのを常とするのであるが、圍爐裏の四邊のうち正面に向つて右の一邊は最も別懇なものだけが座を占める習はしであつたから、そこを明け渡したら近所のものに債務不履行が直ぐ知れ渡るに極まつてゐる。その制裁から返済が圓滑に行つたものらしい。利子は五分で非常に低利であり。物に擔保力をもたせないところに妙味があるを見るべきであらう。惟ふに凡そ世界史の一貫した柱軸は皇國の外にはあり得ない。皇國世界史はわが國を中心とし、皇國を立てて以て世界史を觀るのである。單に西歐中心の文明の歴史を日本中心に書きかへ編みかへたものであつてはならぬ筈である。石田梅巖の高弟たりし平野橋翁はいつてゐる。「漢では中華の中國のと、自分で大そうなことをいふて、外の國は皆夷狄としていやしめど、日本から見るときは漢はまさに夷狄じや。日本は地球の地圖で見るときは、至つて小さい國の様なれども、國がしまつてゐて、東西へ長く、時候中和の土地廣くして、且つ西方の端は南北に曲つて出てゐるゆへ、産物もい

ささかも不自由なく、豊葦原瑞穂國といふて、人々の命を續くになくはならぬところの世界隨一の米が、しかも國に餘る程出来、山に出来るもの、海に出来るもの、これぞなくてはならぬといふものには少しも不足なく、一ヶ國で萬事萬端足る國、異國の往來なくして、少しも不自由のない國ぢや」と。斯く國土の優越を説き來り、精神的には日本は世界の精神の大本で世界中の精神の總括りの處なりと斷じ肇國の自主體性を飽くまで強調してゐる。わが國の國土計畫も、大東亞共榮圈内の今後の建設も、その法制組織も國民必勝體制の確立にも、その風尚や體様を離る可らざるや勿論のことである。大東亞共榮圈に對する今後の國策としては、わが國の統治は今迄のイギリス、オランダ等の老獪な功利主義的制覇の行き方と全然異なりたる更に一段と高い世界史的構造と結びついてゐることをかれ等にも十分に認識せしむると同時に、凡ての運営、折旋は皇國世界史的大道の上を走らなければならぬ。皇道及び皇國民の道義の崇高なる意義は、實にここに存するのであつて、彼の

英國式のキングス・ハイウエーの功利主義的侵略や利潤追求的植民地獲得とは、根抵に於て異なつたものであることを高調せねばならぬ。管子曰はく、「多財不足_レ以有_レ衆、惟有道者能備_レ患於未形_ニ也、故禍不_レ萌」と。洵に深く味はふに足る言葉であると思ふ。わが國の皇道は各國家各民族をして各々其の處を得せしむる大御心の具現に他ならぬ、この大御心を體して、八紘爲宇の肇國の理想に向つて邁進し、大東亞完勝を齎らすには、一舉一動がみな皇國民の道義を示し、各國家各民族を悦服せしむるに足るのでなければならぬ。これが指導國家としての國是であり、指導國民としてまさに執るべき態度であると信するのである。

—一七・一一・八—

